

県立学校長 殿

教 育 長

濃厚接触者の待機期間の見直しに係る児童生徒等への対応について

学校における濃厚接触者への対応については、令和4年7月29日付けで送付した「新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応マニュアル《県立学校版》(Ver.6)」において、待機期間を短縮する運用は適用しないといった慎重な対応をお願いしているところですが、新学期を迎えるにあたって、昨今の新型コロナに関する取扱いの流れや、学校教育活動への影響等を鑑み、今後は下記のとおり取り扱いますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

【今後の取扱い】 下線は変更箇所

児童生徒等が濃厚接触者となった場合の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）の翌日から5日間（6日目解除）とする。ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から登校等を可能とする。（令和4年8月1日付け文部科学省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について」参照）

【検査によって待機期間を短縮する場合の留意点】

- ・抗原定性検査キットを用いた検査は、保護者及び本人の意思で行うものであり、学校において要請するものではないこと
- ・検査は、自費検査とすること（県による無料検査は、濃厚接触者は対象外のため、待機期間を短縮するためには利用できません。）
- ・薬事承認された検査キットを使用すること（国の承認を受けた抗原定性検査キットには、「体外診断用医薬品」の表示があります。）
- ・待機期間解除の判断を保健所に確認する必要はないこと
- ・解除後も7日間が経過するまでは、一定の発症リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を行うこと

（事務担当）

保健体育課 076-444-3445

県立学校課 076-444-3450